

令和元年度動物取扱業における動物由来感染症調査計画

東京都では、東京都動物由来感染症予防体制整備事業実施要綱に基づき、平成11年度から動物由来感染症調査事業を継続実施している。本調査は、経年的な傾向を把握する等の必要があることから、中期の事業計画により実施しているところである。令和元年度は、平成30年度に引き続き、動物取扱業者への自主管理導入の推進を目的として、動物取扱業「販売」及び「展示」登録施設を対象に、下記のとおり調査を実施する。

記

1 目的

(1) 都民の飼養する動物の病原体保有状況のモニタリング

都民の飼養する動物に由来する感染症発生の未然防止を図るため、都民に「販売」される動物の病原体保有状況を長期的に調査し、傾向を把握する。

(2) 動物取扱業者による自主管理体制の推進のための基礎調査

動物取扱業者に衛生管理面での自主管理の考え方を普及し、衛生管理レベルの底上げを図るため、取扱動物の病原体保有調査を行い、その結果に基づき業者への助言指導を行う。

2 事業内容

(1) 第一種動物取扱業「販売」における取扱動物の病原体保有状況調査（別紙1）

多くの都民が動物を取得する場である動物取扱業「販売」（ペットショップ等）のうち、動物の飼養施設を有する施設を対象とした調査を実施する。

(2) 動物取扱業「展示」におけるふれあい動物の病原体保有状況調査（別紙2）

動物園等におけるふれあい展示については、不特定多数の利用者へのふれあい動物からの動物由来感染症発生の危険性があり、衛生管理等についてガイドライン等が示されている。

ふれあい展示を行っている都内動物園等を対象とした病原体保有状況調査を実施する。

令和元年度第一種動物取扱業「販売」における取扱動物の病原体保有状況調査計画

1 目的

多くの都民が動物を取得する場である第一種動物取扱業「販売」（ペットショップ等）のうち、動物の飼養施設を有した施設を対象とし、取扱動物の病原体保有実態調査を実施することで、事業者に自主管理導入の動機付けを行い、動物由来感染症の発生予防、まん延防止を図る。

2 対象業者

都内第一種動物取扱業者「販売」（ペットショップ等） 10～15施設程度

3 対象動物及び検体

犬、猫の糞便及びブラッシングにより抜けた被毛

4 検体採取先及び検体数（検体数は予定）

区分	業者数	検体数
区部	6軒～15軒	計 60検体
多摩	2軒～5軒	計 20検体
		計 80検体

5 実施期間及び検体搬入予定

令和元年6月から同年10月まで

6 検査項目及び検査方法

(1) 検査項目

犬	猫
サルモネラ属菌	サルモネラ属菌
カンピロバクター	カンピロバクター
カンピロバクター・ジェジュニ	カンピロバクター・ジェジュニ
カンピロバクター・コリ	カンピロバクター・コリ
黄色ブドウ球菌	黄色ブドウ球菌
エルシニア・エンテロコリチカ	エルシニア・エンテロコリチカ
毒素原性大腸菌 (ETEC)	毒素原性大腸菌 (ETEC)
病原血清型大腸菌 (EPEC)	病原血清型大腸菌 (EPEC)
腸管出血性大腸菌 (EHEC)	腸管出血性大腸菌 (EHEC)
回虫	回虫
ジアルジア	トキソプラズマ
皮膚糸状菌	ジアルジア
	皮膚糸状菌

(2) 検査方法

検査項目	検査方法
サルモネラ属菌 カンピロバクター カンピロバクター・ジェジュニ カンピロバクター・コリ 黄色ブドウ球菌 エルシニア・エンテロコリチカ	分離培養法
毒素原性大腸菌 病原血清型大腸菌 腸管出血性大腸菌	遺伝子検査法ならびに分離培養法の併用
回虫	集卵法
トキソプラズマ	集オーシスト法
ジアルジア	集シスト法、遺伝子検査法
皮膚糸状菌	分離培養後、同定（形態観察、遺伝子検査）

7 業務分担

(1) 検体搬入、業者への助言指導等

動物愛護相談センター：本所、多摩支所、城南島出張所
(検体採取は業者に協力を依頼する。)

(2) 検査実施

健康安全研究センター：微生物部病原細菌研究科臨床細菌研究室
微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室
微生物部食品微生物研究科真菌研究室

(3) 連絡調整等

健康安全部環境保健衛生課

8 陽性検体検出時の対応

(1) 業者に対し、利用客への衛生上の注意喚起（動物と接した後の手洗い、うがいの励行等）を徹底するよう指導する。検出された病原体の説明を文書により改めて行なうとともに、病原体の特徴や人への感染の可能性について教示する。※

(2) 業者に対し、以下についての従業員への周知を指導する。

ア 飼養施設の洗浄・消毒

イ 飼養動物との接触後や糞便処理後の手洗い・うがいの徹底

ウ 清掃時の専用衣類及びマスク等の着用

(3) 従業員の健康状態に通常と異なる様子が見られる場合は、必要に応じて医療機関への早めの受診を助言する。

(4) 動物の健康状態について確認するとともに、かかりつけの動物病院への受診及び獣医師の判断による措置の実施を指示する（必要に応じて、感染拡大防止のため、治療及び隔離を指導する。）。

(5) 再検査について、治療後の再検査ができることを示し、希望する場合は状況に応じて行う。

(6) その他、利用客、従業員の安全確保、動物の健康維持の観点から必要な助言等を行う。

※ 菌種や遺伝子型によって病原性に差があるため、詳細については環境保健衛生課が健康安全研究センターから助言を受け、動物愛護相談センター各所に伝達する。

令和元年度動物取扱業「展示」におけるふれあい動物の病原体保有状況調査計画

1 目的

動物園等におけるふれあい展示については、不特定多数の利用者へのふれあい動物からの動物由来感染症発生の危険性があるため、衛生管理等についてガイドライン等が示されている。

そこで、都内動物園等におけるふれあい動物について病原体保有状況調査を行い、健康管理等自主管理及び動物由来感染症発生予防対策の検討材料とし、都民への動物由来感染症発生防止対策の一助とする。

2 調査対象施設

ふれあい展示を行っている動物園 2施設

3 実施期間及び実施規模（調整予定）

搬入月：令和元年5月 糞便 各施設25検体ずつ計50検体

4 対象動物

過去の調査で病原体検出率の高い動物（ヤギ、ヒツジ、ウシ等反芻動物及びブタ）を対象とする。

5 業務分担

- (1) 検体採取：各動物園等又は動物愛護相談センター職員
- (2) 搬入：動物園等担当者又は動物愛護相談センター職員が搬入を行う。
- (3) 動物園等への助言指導等：動物愛護相談センター
- (4) 検査実施機関：健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科臨床細菌研究室
- (5) 連絡調整等：健康安全部環境保健衛生課

6 検体採取方法

調査前日までに各動物園等に糞便採取器材等を配布し、各動物園等の担当者が調査日朝に回収する。回収後、動物園等担当者又は動物愛護相談センター職員が、健康安全研究センターへ検体を搬入する。

検体送付書については、環境保健衛生課から送付する。

7 事業実施及び検査依頼等

事業実施について都関係局及び調査対象施設の長宛て協力依頼し、検査については、東京都福祉保健局健康安全部長名で健康安全研究センター所長へ検査依頼する（東京都の調査検体として対応する）。

8 検査項目

サルモネラ属菌、カンピロバクター・ジェジュニ／コリ、病原大腸菌（病原血清型大腸菌（EPEC）、毒素原性大腸菌（ETEC）、腸管出血性大腸菌（EHEC））

9 陽性検体検出時の対応

「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003 追補版 ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン」に基づき対応する。

(1) 動物園等の対応

ア 動物園等担当獣医師による当該動物の治療

イ 獣医師の指示に基づき、飼養施設及び器具等を消毒する。

ウ ふれあい動物を利用する人に対して手洗い、うがいの徹底を注意喚起する。

エ 特に注意を要する人（妊婦、免疫機能低下者、5歳以下の乳幼児、知的障害を有する人、高齢者）への注意喚起を行う。場合によっては、ふれあいを避けるよう案内する。

オ 検査結果により、必要に応じて隔離、治療を行い、除菌確認終了までは、ふれあい活動に供さない。

カ 検査結果及び動物園等における対応について動物愛護相談センター（本所・多摩支所）への情報提供を行う。

キ 人への感染（疑い）が発生した場合等、公衆衛生上の観点から行政の関与が必要とされる場合は、動物愛護相談センター（本所・多摩支所）と連携をとって対応する。

(2) 動物愛護相談センターの対応

人への感染（疑い）が発生した場合等、公衆衛生上の観点から行政の関与が必要とされた場合は、動物園等と連携をとって対応する。

10 検査結果の取扱い

(1) 検査結果の検討

結果については、東京都における動物由来感染症対策について検討を行う附属機関（動物由来感染症検討会）において報告し、都民に対する情報公開や注意喚起の方法について検討を行う。

(2) 動物取扱業（特に動物園等のふれあい展示）への情報提供

本調査及び調査結果に基づく対応について、他の同様の業態の動物取扱業者における自主管理の推進のための参考として、責任者研修会等で紹介する。